

福岡県警察本部長が取り扱う個人情報の適切な管理のための措置に関する規程

平成18年3月24日

福岡県警察本部訓令第7号

福岡県警察本部長が取り扱う個人情報の適切な管理のための措置に関する規程を次のように定める。

福岡県警察本部長が取り扱う個人情報の適切な管理のための措置に関する規程

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 管理体制（第3条—第8条）
- 第3章 職員の責務（第9条）
- 第4章 保有個人情報等の取扱い（第10条—第17条）
- 第5章 安全確保上の問題への対応（第18条）
- 第6章 補則（第19条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）に基づく福岡県警察本部長が取り扱う個人情報等の安全管理のための必要かつ適切な措置について定めるものとする。

（定義）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 法第2条第1号に規定する個人情報をいい、死亡した者の個人番号を含む。
- (2) 保有個人情報 法第60条第1項に規定する保有個人情報をいい、死亡した者の個人番号を含む。
- (3) 本人 法第2条第4項に規定する本人をいう。
- (4) 行政機関等匿名加工情報 法第109条第1項に規定する行政機関等匿名加工情報をいう。
- (5) 個人関連情報 法第2条第7項に規定する個人関連情報をいう。
- (6) 個人情報等 個人情報、仮名加工情報（法第73条第1項に規定する仮名加工情報をいう。

次号において同じ。）、行政機関等匿名加工情報等（法第121条第2項に規定する行政機

関等匿名加工情報をいう。次号において同じ。)、匿名加工情報(法第123条第1項に規定する匿名加工情報をいう。次号において同じ。))及び個人関連情報をいう。

(7) 保有個人情報等 保有個人情報、仮名加工情報、行政機関等匿名加工情報等、匿名加工情報及び個人関連情報をいう。

(8) 個人番号 番号利用法第2条第8項に規定する個人番号をいう。

(9) 特定個人情報 番号利用法第2条第8項に規定する特定個人情報をいい、死亡した者の個人番号を含む。

(10) 所属 福岡県警察本部(以下「本部」という。)の課、警務部監察官室(以下「監察官室」という。)及び部の附置機関、福岡市警察部特別遊撃隊(以下「特別遊撃隊」という。)、北九州市警察部機動警察隊(以下「機動警察隊」という。)、警察学校(以下「学校」という。)並びに警察署をいう。

(11) 所属長 所属の長をいう。

## 第2章 管理体制

(総括個人情報管理者)

第3条 本部に、総括個人情報管理者を置き、総務部長をもって充てる。

2 総括個人情報管理者は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 保有個人情報等の管理に関する規程類の整備に関すること。
- (2) 保有個人情報等の管理に関する事務の指導監督に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、保有個人情報等の管理に関する事務の総括に関すること。

3 総括個人情報管理者は、この訓令による保有個人情報等の管理の状況について、実地に監査し、及び個人情報管理者から報告を求めることができる。

(副総括個人情報管理者)

第4条 本部に、副総括個人情報管理者を置き、総務部総務課長をもって充てる。

2 副総括個人情報管理者は、総括個人情報管理者を補佐するものとする。

(個人情報管理者)

第5条 所属に、個人情報管理者を置き、所属長をもって充てる。

2 個人情報管理者は、当該所属における次の事務を行うものとする。

- (1) 保有個人情報等の管理に関する事務の指導監督に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、保有個人情報等の管理に関する事務を総括すること。

(副個人情報管理者)

第6条 所属に、副個人情報管理者を置き、次表に掲げる者をもって充てる。

所属	副個人情報管理者
本部の課、監察官室及び刑事部科学捜査研究所	次席
部の附置機関（刑事部科学捜査研究所を除く。）、特別遊撃隊及び機動警察隊	副隊長
学校	副校長
警察署	副署長

2 副個人情報管理者は、個人情報管理者を補佐するとともに、個人情報管理者に事故がある場合は、その職務を代行するものとする。

（個人情報管理担当者）

第7条 所属に、個人情報管理担当者を置き、次表に掲げる者をもって充てる。

所属	個人情報管理担当者
本部の課、監察官室及び部の附置機関（刑事部科学捜査研究所を除く。）	庶務を担当する警部の階級（同相当職を含む。以下同じ。）にある者（庶務を担当する警部の階級にある者の配置のない所属にあつては、個人情報管理者が指名する者）
特別遊撃隊	庶務・企画班長
機動警察隊	総務班長
刑事部科学捜査研究所及び学校	庶務を担当する科長
警察署	総務課長、総務第一課長又は総務第二課長

2 個人情報管理担当者は、この訓令による当該所属が取り扱う保有個人情報等の適切な管理に必要な事務を行うものとする。

（保有個人情報等の管理に係る事項の審議）

第8条 保有個人情報等の管理に関する重要事項については、別に定める委員会において審議する。

### 第3章 職員の責務

（職員の責務）

第9条 福岡県警察の職員（以下「職員」という。）は、法及び番号利用法の趣旨にのっとり、この訓令その他法令及び規程等の定め並びに総括個人情報管理者、副総括個人情報管理者、個人情報管理者、副個人情報管理者及び個人情報管理担当者の指示に従い、保有個人情報等を適正に取り扱わなければならない。

### 第4章 保有個人情報等の取扱い

(正確性の確保)

第10条 職員は、取り扱う保有個人情報の内容が事実でないと認められた場合は、その利用目的の達成に必要な範囲内で、過去又は現在の事実と合致するよう、当該保有個人情報の訂正、追加又は削除をするものとする。

(取扱いの制限)

第11条 個人情報管理者は、職員がその業務の目的以外の目的で保有個人情報等を取り扱うことのないよう、教養の実施その他必要な措置を講じるものとする。

2 個人情報管理者は、保有個人情報等について、その内容に応じ、次に掲げる事項を定めて職員に遵守させるものとする。

(1) 取り扱う権限を有する者の範囲及び当該権限の内容

(2) 電気通信を利用して伝達する場合における注意事項

(3) 取り扱うことができる場所（特定個人情報を取り扱う場合にあっては、漏えいその他当該特定個人情報の管理に係る事故の発生を防止するために当該場所について講ずる物理的措置を含む。）

(4) 保存すべき場所

(5) 前各号に掲げるもののほか、適正な取扱いを確保するために必要な制限に関する事項  
(誤送付等の防止)

第12条 職員は、保有個人情報を含む電磁的記録又は媒体の誤送信・誤送付、誤交付又はウェブサイト等への誤掲載を防止するため、個別の事務・事業において取り扱う保有個人情報の秘匿性等その内容に応じ、複数の職員による確認やチェックリストの活用等の必要な措置を講ずるものとする。

(保有個人情報の取扱状況の記録)

第13条 個人情報管理者は、保有個人情報の秘匿性等その他内容に応じ、台帳等を整備し、当該保有個人情報の利用、保管等の取扱いの状況について記録するものとする。

2 個人情報管理者は、番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルの取扱状況を確認する手段を整備し、当該特定個人情報の利用、保管等の取扱いの状況について記録するものとする。

(保有個人情報等の削除)

第14条 個人情報管理者は、保有個人情報等が不要となった場合は、遅滞なく、当該保有個人情報等を削除するものとする。

(業務の委託等)

第15条 個人情報管理者は、保有個人情報等の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、個人情報等の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないように、必要な措置を講じなければならない。

2 個人情報管理者は、保有個人情報等の取扱いに係る業務の委託に係る契約書に次に掲げる事項を明記するとともに、委託先における責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制、個人情報等の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認しなければならない。

(1) 個人情報等に関する秘密保持、目的外利用の禁止等の義務

(2) 再委託（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下この号及び第8号において同じ。）の制限又は事前承認等再委託に係る条件に関する事項

(3) 個人情報等の複製等の制限に関する事項

(4) 個人情報等の安全管理措置の制限に関する事項

(5) 個人情報等の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項

(6) 委託終了時における個人情報等の消去及び媒体の返却に関する事項

(7) 法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項

(8) 契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び委託先に委託された個人情報等の取扱状況を把握するための監査等に関する事項（再委託先の監査等に関する事項を含む。）

3 前2項に定めるもののほか、個人情報管理者は、番号利用法第2条第10項に規定する個人番号利用事務又は同条第11項に規定する個人番号関係事務（第6項及び第8項において「個人番号利用事務等」という。）の全部又は一部を委託する場合は、委託先において、法に基づき福岡県警察本部長が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるか否かについて、あらかじめ確認しなければならない。

4 保有個人情報等の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、取扱いを委託する個人情報等の範囲は、委託する業務内容に照らして必要最小限でなければならない。

5 個人情報管理者は、保有個人情報等の取扱いを伴う業務を外部に委託する場合は、委託する業務に係る保有個人情報等の秘匿性等その内容やその量等に応じて、作業の管理体制及び実施体制や個人情報等の管理の状況について、年1回以上の定期検査等を行うことにより確認しなければならない。

6 前項に定めるもののほか、個人情報管理者は、個人番号利用事務等の全部又は一部を委託す

る場合は、委託先において、法に基づき福岡県警察本部長が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。

7 個人情報管理者は、委託先が、保有個人情報等の取扱いに係る業務を再委託する場合は、委託先に第1項及び第2項に規定する措置を講じさせるとともに、再委託される業務に係る保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、委託先を通じて又は自らが第5項の措置を講ずるものとする。保有個人情報等の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

8 前項に定めるもののほか、個人情報管理者は、個人番号利用事務等の全部又は一部の委託先が再委託する場合は、委託する個人番号利用事務等において取り扱う特定個人情報の適切な管理が図られることを確認した上で再委託の可否を判断しなければならない。

9 前各項の規定は、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）に公の施設の管理を行わせる場合であって、当該公の施設の管理業務に伴い個人情報等を取り扱うこととなるときに準用する。

（保有個人情報等の提供）

第16条 個人情報管理者は、利用目的のために又は法第69条第2項第3号若しくは第4号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 提供先に対し、提供に係る個人情報の利用の目的及び方法その他の必要な事項について記載した書面の提出を求めること。

(2) 提供先が提供に係る個人情報の適切な管理のために講じた措置の状況を確認するため実地に調査すること。

2 個人情報等管理者は、第三者に個人関連情報を提供する場合（当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。）において、必要があると認めるときは、次の措置を講じるものとする。

(1) 提供先に対し、提供に係る個人関連情報の利用の目的及び方法その他の必要な事項について記載した書面の提出を求めること。

(2) 提供先が提供に係る個人関連情報の適切な管理のために講じた措置の状況を確認するため調査すること。

（その他）

第17条 個人情報管理者は、保有個人情報を提供し、又は保有個人情報の取扱いに係る業務を委託する場合には、漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、提供先の利用目的、

委託する業務の内容、保有個人情報の秘匿性等その内容等を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号等に置き換えるなどの措置を講ずる。

## 第5章 安全確保上の問題への対応

(漏えい等発生時の措置)

第18条 職員は、保有個人情報等の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報等の安全の確保に係る事態（次項から第5項までにおいて「漏えい等」という。）が生じた場合は、直ちに、その旨を個人情報管理者に報告するものとする。

2 個人情報管理者は、前項の規定による報告を受けた場合は、速やかに、漏えい等が生じた旨を副総括個人情報管理者を経由して総括個人情報管理者に報告するとともに、その原因を調査するものとする。

3 個人情報管理者は、漏えい等が法第68条第1項に規定する事態に該当すると判明したときは、直ちにその旨を、副総括個人情報管理者を経由して総括個人情報管理者に報告するとともに、同項の規定による個人情報保護委員会への報告及び同条第2項の規定による本人への通知に必要な措置を講ずるものとする。

4 個人情報管理者は、漏えい等が番号利用法第29条の4第1項に規定する事態に該当すると判明したときは、直ちにその旨を、副総括個人情報管理者を経由して総括個人情報管理者に報告するとともに、同項の規定による個人情報保護委員会への報告及び同条第2項の規定による本人への通知に必要な措置を講ずるものとする。

5 前2項に定めるもののほか、個人情報管理者は、漏えい等の発生又は再発の防止に資するため、第2項の調査の結果に基づき、保有個人情報等の管理の方法の改善に必要な措置を講ずるとともに、当該調査の結果及び講じた措置の内容を、副総括個人情報管理者を経由して総括個人情報管理者に報告するものとする。

6 前各項に定めるもののほか、個人情報管理者は、法第115条（法第118条第2項において準用する場合を含む。）の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者（以下この項において「契約締結者」という。）から、当該行政機関等匿名加工情報の適切な管理に支障が生じるおそれがある旨の報告を受けたときは、直ちにその旨を、副総括個人情報管理者を経由して総括個人情報管理者に報告するとともに、当該契約締結者が当該行政機関等匿名加工情報の管理の方法の改善のために講じた措置を確認し、副総括個人情報管理者を経由して総括個人情報管理者に報告するものとする。

## 第6章 補則

(運用細則)

第19条 この訓令の運用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月26日福岡県警察本部訓令第9号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月30日福岡県警察本部訓令第18号)

この訓令は、平成21年3月31日から施行する。

附 則 (平成22年3月24日福岡県警察本部訓令第8号) 抄

(施行期日)

- 1 この訓令中第3条、第10条、第12条及び第14条の規定は平成22年3月25日から、その他の規定は同年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年12月25日福岡県警察本部訓令第31号)

この訓令は、平成28年1月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月5日福岡県警察本部訓令第6号) 抄

この訓令は、平成31年3月8日から施行する。

附 則 (令和5年3月31日福岡県警察本部訓令第7号)

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年2月21日福岡県警察本部訓令第4号)

- この訓令中第1条の規定、第5条の規定(別表第1の2(2)の表の改正規定を除く。)、第7条の規定、第11条の規定、第12条の規定及び第14条の規定は令和6年3月5日から、第2条の規定、第3条の規定(別表第1の1(2)の表の改正規定を除く。)、第4条の規定、第5条の規定(別表第1の2(2)の表の改正規定に限る。)、第6条の規定及び第8条から第10条までの規定は同年3月28日から、その他の規定は同年4月1日から施行する。